

「神戸産農水産物直売所クーポン券（神戸フードサポート事業）発行業務」

質問回答書

| NO. | 該当項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------------|--|---|
| 1 | 仕様書 3項（1）発行するクーポン券の内容 | ・クーポン券の手交の流れについて、直売所で2,000円の購入につき、次回の購入で利用できる500円券を1枚配布するという理解で良いでしょうか。（プレミアム付商品券のように先に購入する仕組みではない） | ご認識のとおりです。 |
| 2 | | ・クーポン券の有効期間はすべて9月末で良いでしょうか。 | クーポン券の配布は7月1日、8月1日を予定しており、有効期間はご認識のとおりです。詳細については委託契約締結後、市と協議の上、決定いたします。 |
| 3 | 仕様書 4項（3）広報 | ・過去の購入層属性を教えてくださいませんか。 | 過去に実施したことはありません。 |
| 4 | | ・過去の広報方法、また効果の大きかった方法を教えてくださいませんか。 | 過去に実施したことはありません。仕様書4項（3）広報に基づき、ご提案ください。 |
| 5 | 仕様書 4項（5）参加店舗等の募集 | ・参加店舗は神戸市のホームページに記載のある直売所限定でしょうか。神戸市：神戸市内の直売所 | 参加資格の要件を満たす店舗であれば、神戸市のホームページに記載のある直売所に限りません。 |
| 6 | | ・上記以外の店舗も参加可能な場合、リストの共有は可能でしょうか。 | 店舗の募集は受託者にて行っていただきます。 |
| 7 | | ・過去の参加店舗の実績、また参加店舗別の販売実績の共有は可能でしょうか。 | 過去に実施したことはありません。 |
| 8 | | ・参加店舗要件における市内産農水産物の取扱いは全売り場面積の概ね5割以上を占めることあるが、総店舗面積における該当売り場面積か、該当ジャンル販売エリア面積（例：野菜売り場）における割合かいずれを指しているか。 | 店舗内で商品の販売に供されている部分の面積を売り場面積とし、その全売り場面積（通路やバックヤード等は除く）における市内産農水産物の取扱い面積の割合を指しています。 |
| 9 | | ・参加店舗の候補についてはご提示いただけるのでしょうか。もしくは受託者が参加店舗候補を選択する必要があるということでしょうか。 | 店舗の募集は受託者にて行っていただきます。 |
| 10 | 仕様書 4項（7）クーポン券の換金 | ・参加店舗からのクーポン券の回収方法について、レターパックの使用などの指定はありますでしょうか。 | 適切に管理できる手法であれば、回収方法について、指定はありません。 |